

学校いじめ防止基本方針

札幌市立発寒中学校
2026.5

1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者になり得ることを踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組まなければならない。また、いじめは、子どもの命に関わる重大な事態に発展する可能性もあるので、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。

日常においては、いじめの未然防止に向け、道徳教育を積極的に行うことで、豊かな心を醸成し、他者への思いやりの心を育んでいく。さらに、学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、子どもが安心して生活し、学習、その他の活動に取り組むことができる環境を整えなければならない。

発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。

2. 本校生徒の実態

本校は、生徒数 888 名、29 学級の大規模校である。母体の小学校は、発寒西小学校、西小学校、発寒南小学校の 3 校がある。3 校とも大部分の卒業生が本校に進学するため、小学校の時の人間関係をそのまま引き継いでいるようである。不登校生徒は、かなりの数がいるが、特別支援コーディネーターを中心とした組織で対応している。

学習面では、比較的学力が身につけているように思われるが、家庭学習の習慣が身につけている生徒と、そうでない生徒との間には、かなりの基本的な学力の差が見られ、二極化が進んでいる。学力が身につけていない生徒は、授業においても集中力が持続できていない。

生活面では、落ち着いた雰囲気が見られるが、SNS の使用に関わるトラブルは少なからず起こっており、いじめ等に発展する前に、警察とも連携しながら対応している。本校の道徳教育の柱である「98きまり」の『自律』『尊重』『協力』をキーワードとした様々な取り組みを行っている。また、多様性を認めて受け入れる D & I プロジェクトを発寒中スタンダードにして、きまりの共通理解等に生かしている。

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

いじめ対策委員会…校長（委員長）生徒指導主事（副委員長）
教頭、主幹教諭、各学年主任、該当担任、養護教諭、SC、SSW

(2) 組織の役割

- ①基本方針に基づく取組の実施を促し、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②思いやりの心を大切にするために、道徳教育の充実を図る。
- ③いじめや悩みに関するアンケートを実施し、教育相談活動を通して早期発見に努める。また、生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり報告を受ける。
- ④事例に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑤生徒会を中心とした啓発活動を推進する。
- ⑥コミュニティスクール（学校運営協議会）や、地域学校協働活動の推進により、学校が抱える課題や地域と共有する
- ⑦場合によっては、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携を行う。

(3) 委員会の日程

第1回いじめ対策委員会… 4月27日(月)

※月1回の定例委員会において、情報共有を行い、迅速な対応に努める。

4. 教育相談体制

- (1) 教職員と生徒、保護者、さらには生徒間の望ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 教育相談週間のもとより、随時相談日を設定するなど、生徒や保護者が気楽に相談できる体制を整える。保護者からの相談に対しても直接受け止められるようにする。
- (3) 担任、副担任、学年教師のみならず、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーとも連携し、悩みをもった生徒が相談しやすい環境をつくる。

5. いじめ対応策等の重点的な取組

(1) 未然防止の取組

①「98きまり」を礎とした道徳教育

2学期…いじめ防止講演会

実施日：10月21日(水) 予定

西警察署を連携し、命の大切さに関わる講演会を企画。

②生徒会が主体となった取組

いじめ撲滅に向けた【標語（スローガン）】づくり

③情報モラルに関わる道徳の実施

実施日： 4月14日(火)1学年対象 ※総合オリエンテーション

内 容：スマートフォンの利用の危険性とネットトラブルに関するもの。(DVD視聴)

④非行防止教室の実施

実施日： 7月24日(金)非行防止教室

⑤青少年健全育成推進会との連携

関係機関、町内会、地区児童会館等からの情報収集
新入学生徒に係る小学校との情報交流

⑥教職員に求められる「人権意識」

教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがない
ように常に意識し、細心の注意を払う。

(2) 早期発見の取組 (今年度)

①5月 教育相談アンケート (全学年)

②5月～1学期教育相談

実施日：5月上旬

ねらい： 命に係わる配慮の必要な生徒の把握・早期発見・対応。

アンケートの記入内容をもとに、相談が必要と思われる生徒との面談を通して、悩みや不安を抱えた生徒が、安心して生活できるように、適切な助言や援助を行う。また、面談の記録や命に関わる配慮の必要な生徒の情報を共有し、生徒指導に生かしていく。

③第3回生徒指導研修会 (第1回生徒理解に関する研修)

実施日：7/24(金)

内 容：思春期の生徒理解

④11月～いじめ調査 (市教委)

アンケート実施日：11月上旬

ねらい： 命に関わる配慮の必要な生徒の把握を含めた、いじめ問題の早期発見、
早期対応

⑤11月 教育相談アンケート (全学年)

⑥11月～2学期教育相談

実施日：11月下旬

ねらい： 2学期終盤を迎え、教育相談アンケートを通して、生徒個々の悩みや不安を把握する。また、アンケートの記入内容をもとに、相談が必要と思われる生徒との面談を通して、悩みや不安を抱えた生徒が、安心して生活できるように、適切な助言や援助を行う。

面談の記録や命に関わる配慮の必要な生徒の情報を共有し、今後の生徒指導に生かしていく。

⑦いじめの把握については、学級担任、教科担任、部活動指導者が日頃から生徒とのコミュニケーションをとりやすいように心がけ、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携に努める。

(3) 早期対応の取組

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめ行為は、その場で必ず指導する。
- ・特定の教職員で抱え込まず、組織で対応する。
- ・いじめの訴えや情報及び兆候があったときは、問題を軽視せずに、事実確認を複数の教職員で迅速に行い、時系列で記録を残す。
- ・初期対応は学年で行うが、事実確認後、学年主任及び生徒指導部長へ報告し、その後、学年主任が教頭・校長へ報告する。
- ・臨時のいじめ対策委員会を招集し、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ・緊急の職員会議や職員打合せを通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ・生徒の命に関わるような重大事態（※参照）が発生した場合は、学校は早い段階（3～5日程度）で教育委員会に報告、相談するとともに、一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態が発生したものとして迅速に調査に向けた準備を行う。
- ・重大事態調査を実施することになった場合には、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど並行して対処できる体制を構築する。
- ・重大事態の判断を行う場合、国のガイドラインにある事例に無いものやそれを下回る程度の被害、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いがある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する。
- ・重大事態の疑いがある事案について、対象児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、重大事態調査を実施する。調査方法については、調査していること自体を明らかにしないなど、対象児童生徒や保護者の意向を踏まえ、工夫して進められることについて説明する。
- ・触法事案など警察等の捜査機関が関与している事案についても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して調査を実施する。
- ・学校主体調査においては、対象児童生徒の保護者の意向を踏まえ、調査に加える専門家の人数を調整する。

②被害生徒への対応及び支援

- ・被害生徒を徹底して全力で守り抜く。
- ・本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には真摯に傾聴し、適切に対応する。
- ・被害生徒が、安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。また、保護者に対しても適切に情報提供を行う。
- ・スクールカウンセラーを活用し、継続的な心のケアに取り組む。

③加害生徒への対応及び指導

- ・毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、いじめ行為に対する十分な反省を促す。
- ・被害生徒を守るという視点から加害生徒への対応にあたるが、いじめの背景ある要因も理解し、保護者連携のもと、再発防止に努めていく。

④他生徒への対応及び指導

- ・新たないじめを防止・再発防止するため、指導の徹底を図る。
- ・傍観、取り巻き、はやし立てる行為も、いじめを助長することを理解させる。
- ・すべての人は平等であり、いじめはお互いを『尊重』しあう精神から逸脱していることを理解させる。

※重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、次のようなケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

6. 取組の評価

- (1) 再発防止に向けて、定期的に本方針の有効性を点検するなど、PDCAサイクルによる客観的な検証を行っていく。
- (2) 学校評価アンケートにより、生徒や保護者からの意見を集約し、学校関係者とともに、次年度に向けた取組を見直していく。